

全員提出する書類があります

ご提出頂かないと、

就学支援金の審査が できなくなります！

◆ 次の書類を、事務室に提出してください。

[課税地等確認書]

ご提出いただいた書類は、令和6年7月～翌年6月分の就学支援金の審査に使用します。確認書に記載誤りがあると、審査が遅れる原因となります。

◇ 特に次の確認項目は、正確に記載してください。

- ・ 現在の保護者
- ・ 令和6年1月1日時点の保護者の住所地
- ・ 令和6年1月1日時点の保護者の生活保護受給状況^{※1}
- ・ 令和6年1月1日時点の保護者のメールアドレス^{※2}

※¹ 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。

※² マイナポータルと連携して申請した方で、申請時に登録したメールアドレスから変更がある場合のみ記載してください。（令和4年度以前に入学した生徒については記載不要です。）

◆ 令和5年の所得について、税申告が必要です。

◇ 税申告が必要な方は、申告期限までに必ず手続きを済ませてください。

令和6年度の税額（令和5年1月1日～12月31日の所得）で審査します。

令和6年7月頃にマイナンバーにて税情報の取得を行いますが、その時までには税申告が済んでおらず、税額が決定していない場合は、就学支援金の審査ができません（支給決定ができないため、授業料の支払いが発生します）。

◆ 次の場合は、必ず事務室にご連絡ください。

◇ 保護者（親権者）に変更がある場合

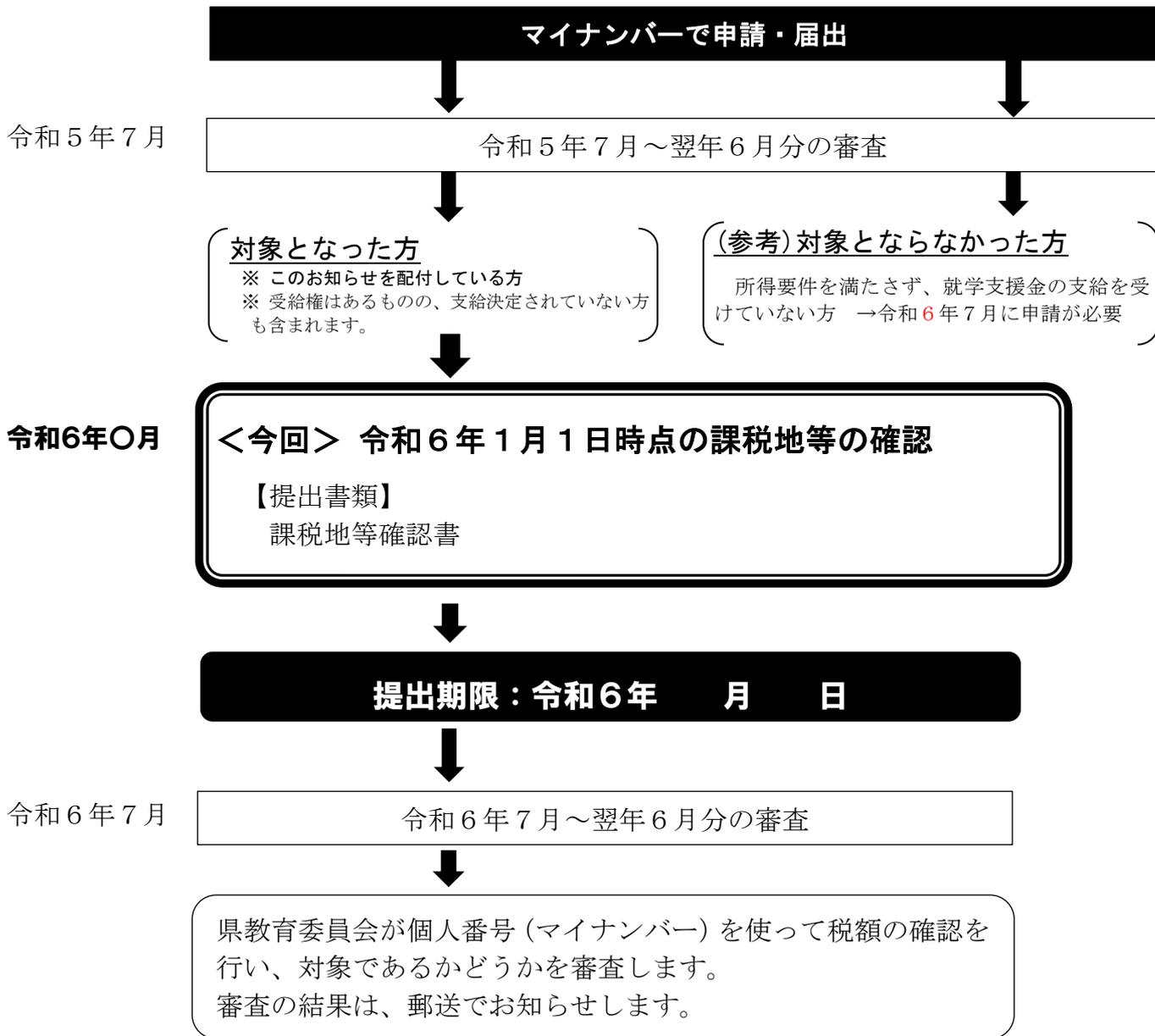
保護者の離婚・養子縁組（再婚）・死別等により、保護者に変更が生じた場合は、変更が生じた月の末日までに手続き（書類の提出）が必要です。

提出期限までに手続きがなかった場合、就学支援金の支給決定ができない（授業料の支払いが発生する）場合があります。

◇ 住所に変更がある場合

手続き（書類の提出）が必要です。

◆ 就学支援金（令和6年7月～翌年6月分）審査に向けてのスケジュール



(参考) 就学支援金制度とは？

◇ 就学支援金制度とは？

申請の手続きを行うことで、就学支援金を受給することができます。学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇ 対象となる世帯は？

次の計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額が、**30万4,200円未満（年収約910万円未満）**の方

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※ 令和6年7月～翌年6月分の審査について、対象生徒の生年月日が平成20年1月2日～4月1日の場合、保護者等の課税標準額から33万円を控除した額を用いて算出する（扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなることによる調整）。

課税地等確認書(令和6年1月1日時点)

全員提出

クラス等 年 組 番 生徒氏名 ふりがな
〒 住所 日中連絡が取れる保護者等の電話番号

注意事項

- 確認事項の番号に沿って記入してください。
- 保護者等による代筆も可能です。

確認事項1

記載日時点の保護者等(親権者)を記載してください。

- ※ ひとり親の場合は、保護者1のみ記載してください。
- ※ 就学支援金の申請・届出内容の確認、令和6年7月以降の審査に使用します。
- ※ メールアドレスは、登録内容から変更がある場合のみ記載してください。なお、令和4年度以前に入学した生徒については記載不要です。

基準日	確認項目	保護者 1		保護者 2	
現在 (記載日時点)	生徒との続柄				
	<small>ふりがな</small> 保護者氏名				
令和6(2024)年 1月1日時点	住所地	都道 市区	都道 市区	都道 市区	都道 市区
		府県 町村	府県 町村	府県 町村	府県 町村
	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない	<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない	
生活保護	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中	<input type="checkbox"/> 生活保護受給中	
メールアドレス					

確認事項2

「令和5年7月1日時点」と「現在(記載日時点)」の保護者等は、同じですか？

同じです。

本用紙をご提出ください。
なお、保護者変更が生じた場合は、別途
手続きが必要です。変更が生じた場合は、
必ず事務室にご連絡ください。

離婚・養子縁組(再婚)・死別等
により、変更がありました。

確認事項3 を記載してください。

確認事項3

保護者等の変更日を記載してください。変更日： 年 月 日

※ この保護者変更について、手続きが必要となる場合は、後日学校からお知らせします。

(学校使用欄) これより下は、学校で使用します。記載しないでください。

マイナンバー	審査結果 (2023.7~2024.6)	保護者変更	現時点	2024.7~
あり	認定・一時差止	なし	処理なし	届出省略
		あり	届出必要	審査結果次第
なし	不認定・所得制限・申請情報なし	-	-	申請・届出 必要
				認定・一時差止・不認定・所得制限・申請情報なし

学校受付日： 年 月 日